

令和7年 なんかん地区 土づくり推進助成取組方針

1. 助成の対象

(1) 作業を受託するなんかん地区の生産者等

- ① JA が指定する土づくり資材を栽培マニュアルに基づき施用すること。
- ② JA に米の出荷登録を行う生産者から、JA を通して 10 袋以上の散布作業を受託する者であること。

(2) 土づくり資材を購入するなんかん地区の生産者に対する助成

- ① JA が指定する土づくり資材を栽培マニュアルに基づき施用すること。
- ② JA に米の出荷登録を行う生産者で 10 袋以上を購入すること。

2. 助成対象品目

- ・ 苦土重焼燐 30 ・ 苦土重焼燐 35% ・ けい酸加里プレミアム 34
- ・ ニュー米スター ・ みつパワー ・ 農力アップ

3. 助成費の支出

(1) 作業を受託する生産者に対する助成

- ・ 令和 6 年 12 月から令和 7 年 11 月の間に受託散布した助成対象資材 1 袋当たり 150 円（作業委託料金相当額）を助成する（支払時期：令和 7 年 12 月予定）

(2) 土づくり資材を購入する生産者に対する助成

- ・ 令和 6 年 12 月から令和 7 年 11 月の間に購入した助成対象資材 1 袋あたり 80 円を助成する（支払時期：令和 7 年 6 月及び 12 月）

4. 作業を受託する生産者に対する助成費の申請

(1) 申請方法

- ・ 作業を受託する生産者は、「土づくり推進助成 土づくり資材散布作業受託助成申請書」により JA に申請する。受託散布を実施する概ね 2 週間前までに実施計画書を提出し、散布実施後は実施報告書を後述の受付期間内に提出すること。
- ・ 申請書は JA えちご中越ホームページに掲載する。

(2) 受付期間

- ・ 令和 7 年 4 月 1 日～令和 7 年 12 月 4 日（必着）まで

(3) 提出先

- ・ 三条、加茂、田上、下田地区：なんかん北営農センター 米穀課
- ・ いちい、見附、中之島地区：なんかん南営農センター 米穀課